

発注関係事務の運用に関する指針 改正の骨子案 意見照会結果

公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。



運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**(地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))**及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、i-Constructionの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（1／3）

（H26制定時）

（改正骨子案）

（改正事項）

I. 本指針の位置付け

II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

1. 発注関係事務の適切な実施

- （1）調査及び設計段階
- （2）工事発注準備段階
- （3）入札契約段階
- （4）工事施工段階
- （5）工事完成後
- （6）その他

1 工事

- 1-1 工事発注準備段階
- 1-2 工事入札契約段階
- 1-3 工事施工段階
- 1-4 工事完成後
- 1-5 その他

働き方改革への対応

- 適正な工期設定
- 計画的な発注や施工時期の平準化
- 工事中の施工状況の確認等

生産性向上への取組

- ICT技術の活用を含めた最新の積算基準を適用
- 3次元データ等を積極的に活用
- 関係者間での情報共有システムの推進

法改正に基づき改正

- 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1 業務発注準備段階
- 2-2 業務入札契約段階
- 2-3 業務履行段階
- 2-4 業務完了後
- 2-5 その他

調査設計の品質確保

- 業務の性格に応じた技術提案の評価内容の設定

働き方改革への対応

- 計画的な発注や履行時期の平準化

生産性向上への取組

- 電子納品のオンライン化を積極的に推進
- データ連係基盤を構築

2. 発注体制の強化等

- （1）発注体制の整備等
- （2）発注者間の連携強化

3 発注体制の強化等

- 3-1 発注体制の整備等
- 3-2 発注者間の連携強化

法改正に基づき改正

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制
- 発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要(2／3)

(H26制定時)

(改正骨子案)

(改正事項)

Ⅲ. 災害時における緊急対応

1 工事

- 1-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 1-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な施工確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 復旧・復興工事の担い手の確保
 - (4) 迅速な事業執行
 - (5) 早期の復旧・復興に向けた取組

2 測量、調査及び設計業務

- 2-1. 災害時における入札契約方式の選定
- 2-2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
 - (1) 確実な履行確保、不調・不落対策
 - (2) 発注関係事務の効率化
 - (3) 迅速な事業執行
 - (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

3 建設業団体や他の発注者との連携等

災害時の緊急対応の充実強化

- 災害時における入札契約方式の選定
 - ・随意契約
 - ・指名競争入札
- 実態を踏まえた積算の導入
- 一括審査方式の活用
- 事業促進PPPの活用

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正骨子案の概要（3／3）

（H26制定時）

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

- 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

Ⅳ. その他配慮すべき事項

（改正骨子案）

Ⅳ. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
 - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計業務
 - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
 - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

Ⅴ. その他配慮すべき事項

- 1. 受注者等の責務
- 2. その他

（改正事項）

近年の取組事項を反映
○ワークライフバランス等推進
企業の評価項目の設定
○ISO9001を活用した品質管理

調査設計の品質確保
○設計段階から施工者が
関与する方式（ECI方式）

法改正に基づき改正
○適正な額の請負代金及び
適正な工期等を定める
下請契約を締結

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案

意見照会結果 1/2

令和元年8月8日に開催した「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議 幹事会」を踏まえ、発注関係団体、建設業団体等へ文書による意見照会を実施。

★意見照会の概要

期間：令和元年8月8日～9月13日

対象：発注関係団体 1, 826団体

（関係省庁（23）、独立行政法人等（15）、都道府県（47）、
政令市（20）、市区町村（1, 721））

建設業団体等 840団体

★意見照会の結果

	提出団体数	意見数
発注関係団体	143	941
建設業団体等	108	1, 580
合計	251	2, 521

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正の骨子案 意見照会結果 2/2

改正項目	主な意見	
	発注者（省庁・地方公共団体等）	業界団体
災害時の 緊急対応の 充実強化	・緊急度の高い応急復旧工事は、 <u>随意契約において、設計図書が省略でき、概算金額見積書により発注、現地の状況等を踏まえた内容で変更ができる旨を明記して欲しい。</u>	・災害の規模や発生箇所に応じて、 <u>県・市町村と連携・調整して協定を発動、対応要請を行って欲しい。</u>
働き方改革 への対応	・施工時期の平準化の取組状況等の比較は、 <u>画一的にならないようにして欲しい。</u>	・改正労働基準法の時間外労働の上限規制の件を明記して欲しい。
生産性向上 への取組	・ICT施工による効率化は、 <u>国の実施状況を参考とさせていただきたい。</u>	・本来の目的である効率化や省力化に留意し <u>運用する旨を記載願いたい。</u>
調査・設計 の品質確保	・オンライン電子納品の積極的な推進について現実的に市町村レベルで対応することが可能か検討して欲しい。	・契約変更により、納期が3月末になる場合には、積極的に繰越明許費を活用し納期を延長し、 <u>労働環境の改善を図っていただきたい。</u> ・ダンピング受注防止のため、 <u>低入札価格調査基準や最低制限価格の適用を地方公共団体を含めた全ての業務に徹底されたい。</u>